明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

資金移動業の廃止の公告

当社は、平成二十七年十一月十二日をもって当社の資金移動業及びこれに付帯する業務を関連会社であるウエスタンユニオンジャパン株式会社（本店所在地　東京都港区虎ノ門五丁目一番五号メトロシティ神谷町七階）に譲渡し、当社の資金移動業を廃止することといたしましたので、資金決済に関する法律第六十一条第三項の規定により公告いたします。

平成二十七年十月九日

東京都港区虎ノ門五丁目一番五号メトロシティ神谷町七階

Western Union Payment Services UK Limited

日本における代表者　小林　英至

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十七年九月三十日開催の臨時総会において、出資一口の金額を十万円から一万円に減少することを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。

以上、中小企業等協同組合法第五十六条の二第二項の規定により公告します。

平成二十七年十月九日

福島県福島市大町七番二五号アクティ大町ビル

福島国際交流事業協同組合

代表理事　大内　政良

投資主総会招集及び基準日設定につき通知公告

平成二十七年十二月十六日に投資主総会を開催いたします。当該投資主総会において議決権を行使することができる投資主を確定させるため、規約第十五条第一項の規定により、平成二十七年十月三十一日を基準日と定め、同日最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、議決権を行使することができる投資主といたします。

平成二十七年十月九日

東京都新宿区西新宿八丁目五番一号

野村不動産プライベート投資法人

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は、平成二十七年十月二十六日に予定している取締役決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告いたします。

一、優先資本金の額の減少をする目的

初年度からの特定資産の一部を売却したことによる売却代金（売却に伴う経費、売却益及び売却代金による債務の弁済がある場合にはこれらを控除したもの。）、減価償却並びにその他の余剰資金（もしあれば）の累計額（但し、正数の場合に限る。以下「減資消却可能額」という。）を優先出資社員に対して分配すること。

二、優先資本金の額の減少をする要件

特定資産の全部若しくは一部の売却若しくは減価償却により又はその他の理由により当社に余剰資金があることにより取締役が簡易減資消却が必要であると判断すること。

三、優先資本金の額の減少をする時期

取締役が適切と判断する時期。

四、減少する優先資本金の額又はその計算方法

減資消却可能額の範囲内で取締役が定める金額（但し、後記八に定める金額と同額とする。）（以下「減資消却額」という。）。

五、消却する優先出資の種類

全ての優先出資。

六、消却する優先出資の口数又はその計算方法

減資消却額を一円で除して得られる数（以下「減資消却可能総口数」という。）を上限として、取締役が合理的に決定する数（但し、後記七に定める消却総口数と同数とする。）。

七、消却の方法

優先出資一口につき金一円での有償消却とする。

各優先出資社員の消却口数（以下「個別消却口数」という。）は、かかる消却が行われる前の時点の当該優先出資社員の保有する優先出資の口数が当該時点における発行済優先出資の総口数（既に減資消却された分を除く。）に占める割合を減資消却可能総口数に乗じ、小数点以下を切り捨てた口数とする。また、すべての優先出資社員の個別消却口数を合計した数（以下「消却総口数」という。）は、減資消却可能総口数を超えないものとする。

八、消却に要する金額又はその計算方法

消却総口数に対し、金一円を乗じて得られる金額。

九、各優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類

全ての優先出資。

平成二十七年十月九日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

特定目的会社ＫＩＷＩフォー

取締役　山﨑　亮雄

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は、平成二十七年十月二十六日に予定している取締役決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告いたします。

一、優先資本金の額の減少をする目的

初年度からの特定資産の一部を売却したことによる売却代金（売却に伴う経費、売却益及び売却代金による債務の弁済がある場合にはこれらを控除したもの。）、減価償却並びにその他の余剰資金（もしあれば）の累計額（但し、正数の場合に限る。以下「減資消却可能額」という。）を優先出資社員に対して分配すること。

二、優先資本金の額の減少をする要件

特定資産の全部若しくは一部の売却若しくは減価償却により又はその他の理由により当社に余剰資金があることにより取締役が簡易減資消却が必要であると判断すること。

三、優先資本金の額の減少をする時期

取締役が適切と判断する時期。

四、減少する優先資本金の額又はその計算方法

減資消却可能額の範囲内で取締役が定める金額（但し、後記八に定める金額と同額とする。）（以下「減資消却額」という。）。

五、消却する優先出資の種類

全ての優先出資。

六、消却する優先出資の口数又はその計算方法

減資消却額を一円で除して得られる数（以下「減資消却可能総口数」という。）を上限として、取締役が合理的に決定する数（但し、後記七に定める消却総口数と同数とする。）。

七、消却の方法

優先出資一口につき金一円での有償消却とする。

各優先出資社員の消却口数（以下「個別消却口数」という。）は、かかる消却が行われる前の時点の当該優先出資社員の保有する優先出資の口数が当該時点における発行済優先出資の総口数（既に減資消却された分を除く。）に占める割合を減資消却可能総口数に乗じ、小数点以下を切り捨てた口数とする。また、すべての優先出資社員の個別消却口数を合計した数（以下「消却総口数」という。）は、減資消却可能総口数を超えないものとする。

八、消却に要する金額又はその計算方法

消却総口数に対し、金一円を乗じて得られる金額。

九、各優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類

全ての優先出資。

平成二十七年十月九日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

特定目的会社ＫＩＷＩシックス

取締役　山﨑　亮雄

訂正公告

平成二十七年十月五日掲載の組織変更公告中、「効力発生日は平成二十七年十月十五日」とあるは「効力発生日は平成二十七年十一月十三日」の誤り、「代表社員　伊藤　廣子」とあるは「代表社員　伊藤　廣子」の誤りにつき訂正します。

平成二十七年十月九日

名古屋市昭和区緑町二丁目二六番地

合資会社第一常盤荘

代表社員　伊藤　廣子

正　誤

平成二十七年十月八日掲載の大臣は、それぞれ次のとおりとなった。

財務大臣臨時代理　国務大臣　山本　早苗

厚生労働大臣臨時代理　国務大臣　加藤　勝信

国土交通大臣　石井　啓一

環境大臣　大塚　珠代

ページ	段	行	誤	正
一三	上	終りから三	加える	加え、「、農林水産技術会議にあっては同会議会長」を削る
一四	〃	二一条		二条

一四ページ上段一七行目と一八行目の間に次のように加える。

（事務分掌その他組織の細目）

第十六条　この省令に定めるもののほか、事務分掌その他組織の細目は、事務局長が農林水産大臣の承認を受けて定める。

平成二十七年九月二十八日法務省告示第四百九十二号（日本国に帰化を許可する件）の一部を次のように改正する。

（原稿誤り）

四	三	終りから七	さいたま市緑区大字中尾2433番地	さいたま市緑区大字大田舎1丁目30番地6―107号

（原稿誤り）

公布農林水産省令第七十号（農林水産省組織規則等の一部を改正する省令）の一部を改正する省令（平成二十七年九月十五日号外第二百十一号）

（原稿誤り）

◉号外　十月七日付特第二八号二ページ●同月九日付第二三三号一二八ページ●同日付政府調達第一九〇号八八ページ●七月三十一日付衆会第四一号四〇ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）